

一般廃棄物処理施設管理運営事業

募集要項

石垣市

募集要項 目次

- 第1章 事業内容に関する事項
- 第2章 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項
- 第3章 事業者の責任の明確化等の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 第4章 施設の概要等に関する事項
- 第5章 事業計画、契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
- 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財務上及び金融上の支援に関する事項
- 第8章 その他長期包括的管理運営事業の実施に関し必要な事項

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名

石垣市一般廃棄物処理施設管理運営事業

2. 施設の管理者

石垣市長 中山 義隆

3. 事業概要

石垣市一般廃棄物処理施設管理運営事業（以下、「本事業」という。）は、石垣市より搬入される一般廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転維持管理と経費の効率的に諮るため、一般廃棄物処理施設の運転維持管理に係る業務を委託するものである。

4. 事業内容

事業の受託者（以下、「事業者」という。）が、一般廃棄物を受入れ、一般廃棄物処理施設の運転維持管理を行うものとする。

(1) 事業期間

事業準備期間及び事業期間は次のとおりとする。

(ア) 事業準備期間 契約締結日から平成31年6月30日迄

(イ) 事業期間 平成31年7月1日から平成34年6月30日迄

(2) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。詳細は業務仕様書に示す。

- ① 運営管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 情報管理業務
- ⑤ その他関連業務

(3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する本事業業務の対価として、石垣市から支払われる委託料とする。なお、事業準備に関し必要な経費はすべて事業者負担とする。

(4) 施設の利用形態

事業者は、本事業を実施する範囲において必要な本施設内の土地及び施設を無償で使用することができる。

5. 法令等の遵守

本事業においては、以下の法律などを遵守する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 公害関係法令及び関係条例
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法
- (4) 建築基準法、消防法及び関係法令
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- (6) その他関連する法令など

第2章 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項

1. 入札参加者の募集及び選定スケジュールなど

入札参加者の募集及び事業者の選定スケジュールは次のように予定している。

日付（予定）	内容
平成31年4月3日(水)	募集要項の配布
平成31年4月8日(月)	参加資格審査申請書類の受付、技術提案書の受付
平成31年4月19日(金)	参加資格審査受付終了。
平成31年5月	参加資格審査結果通知
平成31年5月中旬	入札執行の通知
平成31年5月下旬	入札執行
平成31年5月下旬	基本協定締結
平成31年6月	事業契約締結

2. 入札参加手続き等

(1) 募集要項等の公表及び配布

募集要項等(募集要項、業務仕様書、様式集、事業契約書(案)等)の配布を行う。

(2) 参加資格申請書類の受付、資格審査結果の通知

入札参加希望者に参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類（以下、「参加資格申請書類」という。）の提出を求める。資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。

(3) 提出書類

指名競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)及びその他添付書類

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、参加資格審査受付終了後、石垣市一般廃棄物処理施設管理業務指名業者選定委員会設置要綱（以下、「委員会」という。）において審査資格などを総合的に評価し入札参加希望者に電子メール及び書面にて通知する。

(5) 落札者の決定・公表

参加資格を確認された入札参加希望者（以下、「入札参加者」という。）による指名競争入札を行なう。事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知する。

(6) 事業契約の締結

石垣市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議し、平成31年6月下旬を目処に事業契約を締結する。

3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (イ) 石垣市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てなされている者でないこと。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (カ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- (キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ク) 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- (ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者であること。
- (コ) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- (サ) 地方公共団体発注法による沖縄県内における一般廃棄物処理施設の運転維持管理業務の元請実績を 1 年以上有している者であること。
- (シ) 沖縄県内に本店、支店又は営業所など営業活動を行う拠点を有し、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある従業員を配して現に事業活動をしていること。

(2) 技術者の配置に係る参加資格要件

- (ア) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、本市所有の一般廃棄物処理施設と同規模以上の運転維持管理業務を 1 年以上、総括責任者又は副総括責任者として実務を経験した者を総括責任者として配置すること。
- (イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、本市所有の一般廃棄物処理施設と同規模の運転維持管理業務の経験を有した者を副総括責任者として配置すること。
- (ウ) 業務仕様書に定める法令に基づく有資格者を配置できること。

4. 入札参加資格の審査

石垣市は、入札参加者の備えるべき参加資格要件を確認する資格審査を行う。

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類の受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、石垣市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として石垣市は落札者と委託契約を締結しない。この場合において、石垣市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 入札参加資格のない者がした応募、入札参加資格申請書類または入札提出書類に虚偽の記載をした者がした応募、入札に関する条件に違反した応募は失格とする。

5. 審査及び選定に関する事項

- (1) 審査委員会の設置 入札提出書類の審査にあたり、審査委員会を設置する
- (2) 審査の手順及び方法
入札参加者による競争入札を行なう
- (3) 結果の公表
落札者を決定した場合は、その結果を速やかに通知する。

6. その他

- (1) 著作権
事業提案書に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、公表、展示、その他石垣市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、石垣市はこれを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった場合、入札参加者の入札提案書類については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、入札提出書類等は返却しない。
- (2) 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用した事に起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこと。
- (3) 使用言語及び単位
応募に関し、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。
- (4) 提出書類
提出された書類については、原則、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。
- (5) 資料の取扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、

この検討の範囲内であっても市の了承を得ることなく、第三者に対して内容を提示、又は使用させることを禁じる。

第3章 事業者の責任の明確化等の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業に係る責任は原則として事業者が負う。ただし、石垣市が責任を負うべき合理的な理由がある事項について、別途事業者と協議の上、石垣市は応分の責任を分担する。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び石垣市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、詳細は事業契約書で定める。

3. 事業の実施状況の監視

石垣市は、事業者が実施する業務の実施状況について、定期的に監視を行う。また、定期的な監視の結果、事業者の提供するサービスが業務仕様書及び事業契約書に定める水準に達していないと判断した場合は、石垣市は委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

4. 総括責任者及び副総括責任者

入札参加者が入札提出書類の中で示した総括責任者及び副総括責任者は、事業者となった後、原則として変更することはできない。

5. 委託料の支払い

市が契約履行期間を通じて支払う業務委託料は、入札金額に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、事業準備期間に係る費用は事業者負担とする。

6. 土地及び施設の利用

事業者は、契約履行期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用する事ができるが、事業者による事務室などへの通信機器の設置及び一般廃棄物処理施設代表番号などに係る経費については事業者の負担とする。

7. 保険加入

事業者は、契約履行期間中、事業者が責任を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対応する保険に加入すること。

8. 業務の再委託

業務の一括委託は認めない。ただし、業務の一部について、市が再委託を認めるものについてはその限りではない。

第4章 施設の概要等に関する事項

1. 対象施設

業務仕様書参考

2. 対象施設概要

業務仕様書参考

第5章 事業計画、契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約書等の規定に基づいて、石垣市と事業者は誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難になった場合には次の措置をとる。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、石垣市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善する事ができなかつたときは、石垣市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、石垣市は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により石垣市が事業契約を解除した場合、事業所は石垣市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 石垣市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 石垣市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、石垣市は事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他石垣市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、石垣市及び事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨を通知することにより石垣市及び事業者は事業継続を解除することができる。

4. その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財務上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

石垣市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

石垣市は事業者に対する財政上及び金融上の支援などは想定していない。

第8章 その他管理運営事業の実施に関し必要な事項

1. 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用負担は、すべて入札参加者の負担とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報公開は関係法令等に基づき行う。また、情報提供は適宜、石垣市ホームページを通じて行う

3. 募集要項についての問い合わせ先

募集要項に関する問い合わせ先は次のとおりとする

担当課：石垣市市民保健部環境課施設管理係

住 所：〒907-8501 石垣市美崎町1 4 番地

T E L：0980-82-1285（直通）

F A X：0980-83-9255

別紙1

用語の定義

No	用語	定義
1	基本協定	本事業開始のために基本的事項に関して石垣市と落札者間で締結する一般廃棄物処理施設運営管理事業基本協定書に基づく協定
2	基本協定書（案）	石垣市が本事業の実施に際して公表する「一般廃棄物処理施設運営管理事業基本協定書（案）」
5	事業契約	本事業の実施に関して、石垣市と落札者間で締結する一般廃棄物処理施設運営管理事業契約書に基づく契約
6	事業契約書（案）	石垣市が本事業の実施に際して公表する一般廃棄物処理施設運営管理事業契約書（案）
7	事業準備期間	受託者がごみ処理施設の運転等の引継ぎ等に要する準備期間
8	事業提案書	本事業の入札に際し、入札参加者が石垣市に提出する書類のうち、入札説明書に規定する各種提案書
9	募集要項	一般廃棄物処理施設運営事業募集要項
10	事業者	本事業の実施に関して石垣市と事業契約を締結した者
11	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する単独企業または企業グループ
12	入札参加者	入札参加者のうち、本事業の資格審査に合格し、本事業に参加する単独企業または企業グループ
13	入札書	本事業の入札に際し、入札参加者が石垣市に提出する書類のうち、入札価格を記載した書類
18	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業または企業グループ

別紙2

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			石垣市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	事業者の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	内容変更	事業内容の変更	○	
	法令等変更	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	運転維持管理業務に起因して発生する事故等		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		運転維持管理に係る住民反対運動、訴訟		○
	事業の中止・延期	市の指示等によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	環境保全	事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼすもの		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	事業開始後の物価の変動	○	△
金利変動	金利変動 ^{注1}		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注2}	○	△	
運営	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	施設許容量を超過するごみの処理 ^{注3}	○	
	ごみ質変動	計画ごみ質を超えるごみ質の変動 ^{注4}	○	
	ごみ受入れ不可	施設の損傷・補修等によりごみの受入れができない		○
	運営費上昇	市の責による運転維持管理費の増大	○	
上記以外（ただし、不可抗力による場合を除く）の			○	

		要員による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		
	施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
	仕様書の未達	仕様書の未達		○
	安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働できない場合に、処理能力を確保できない。	○	
	改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの ^{注5}		○
終了	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※○：主負担、△：一部負担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は事業契約書に示す。

注1：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は石垣市が負担する。

注2：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は石垣市が負担する。

注3：事業者から改良保全提案により改良された機器に対する責任は事業者とする。なお、改良保全提案の採用の可否は石垣市が判断を行い、その場合の費用、委託料などへの反映方法などについては、石垣市と事業者の協議による。